

# 令和5年度東大阪市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

## 第1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下、「障害者優先調達推進法」という。)第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者や在宅就業障害者等の自立及び社会参加の促進に資するため、本市が行う物品及び役務(以下「物品等」という)の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

## 第2 適用範囲

東大阪市に属する全ての組織(以下「市の組織」という。)に対し適用するものとする。

## 第3 調達方針

### 1 調達する物品等

この方針により市の組織が調達する物品等は、事務用品、印刷、清掃等、障害者就労施設等において供給することが可能なものとする。

### 2 対象となる施設等

本調達方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項で規定する以下の施設等とする。

- ① 障害者支援施設
- ② 地域活動支援センター
- ③ 障害福祉サービス事業を行う施設〔生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。〕
- ④ 障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設(小規模作業所)
- ⑤ 障害者優先調達推進法施行令(平成25年政令第22号)第1条第1号に規定する事業所(特例子会社)
- ⑥ 障害者優先調達推進法施行令(平成25年政令第22号)第1条第2号に規定する事業所(重度障害者多数雇用事業所)
- ⑦ 在宅就業障害者
- ⑧ 在宅就業支援団体

### 3 物品等の調達目標

予算の適切な執行、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、調達実績額が前年度実績を上回るよう、着実に取り組むものとする。

## 第4 物品等の調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

(2) 障害者就労施設等の供給能力の向上

障害者就労施設等が供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。

(3) 受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合は、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努めるものとする。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるようできる限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮する。

ウ 物品等の調達について、可能な限り計画的なものとするとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期や履行期間の設定に努めるものとする。

エ 物品等の調達の際、障害者就労施設等との契約が円滑に進むよう、障害者就労施設等に対して、性能、規格等必要な事項について、懇切丁寧な説明に努めるものとする。

(4) 隨意契約による調達

障害者就労施設等（本号においては「特例子会社」、「重度障害者多数雇用事業所」、「在宅就業障害者」及び「在宅就業支援団体」を除く。）からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用することとする。

## 第 5 共同受注窓口の活用

共同受注窓口を活用することについて、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達になつてゐる場合には、障害者就労施設等からの物品等の調達に準ずるものとする。

## 第 6 公表

本方針に基づく実績は、毎会計年度終了後にホームページ等により公表するものとする。

## 第 7 担当課

本方針の担当窓口は、福祉部障害者支援室障害施策推進課とする。

## 第 8 その他

- (1) 物品等の契約に当たっては、東大阪市財務規則（昭和 42 年 2 月 1 日東大阪市規則第 31 号）の定めによることとする。

(2) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。

#### 附則

この方針は、令和5年4月1日から実施する。